広　報　資　料　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　令和元年５月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人 京都高度技術研究所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当　企業成長支援部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL　 075-366-5222

**中小企業等外国出願支援事業の支援企業を募集**

**～優れた技術や製品等を持つ中小企業者の海外展開を応援します～**

　公益財団法人京都高度技術研究所では、知的財産を活用して海外への事業展開を行う中小企業者の皆様を支援するため、外国出願に要する費用の一部を助成する事業の公募を実施します。

記

１　募集期間　令和元年６月３日（月）～令和元年６月２８日（金）

２　対象企業　京都市内に本社のある中小企業者等（みなし大企業は除く）

３　応募資格　申請書提出時点で既に日本国特許庁に特許出願等（PCT出願を含む）を行っており、

　　　　　　　以下のいずれかの方法で令和元年１２月２０日までに外国特許庁へ同一内容の

　　　　　　　出願を行い、令和２年１月２０日までに京都高度技術研究所へ実績報告書の提出

　　　　　　　が可能であること。

　　　　　　　・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法

　　　　　　　・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

　　　　　　　　（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）

　　　　　　　・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

　　　　　　　・ハーグ協定に基づき外国特許庁への出願を行う方法

４　採択件数　特許２件、実用新案１件、意匠１件、商標２件、冒認対策商標１件（予定）

５　補助率　　助成対象費用の１/２以内

６　補助内容　（イ）特許　１５０万円以内／件

　　　　　　　（ロ）実用新案、意匠、商標（冒認対策商標は除く）　６０万円以内／件

　　　　　　　（ハ）冒認対策商標　３０万円以内／件

　　　　　　　※１企業に対する１事業年度の助成総額は３００万円以内

　　　　　　　　京都高度技術研究所の他に日本貿易振興機構（JETRO）・(公財)京都産業２１に

　　　　　　　　採択された場合はその合計額となります。

　　　　　　　※各出願共に日本国特許庁への出願経費及び消費税並びに海外付加価値税（ＶＡＴ）

等は補助金の対象外

７　補助対象　・外国特許庁への出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用など

　　経費

８　応募方法　「申請書」に記入のうえ、必要書類を添付し、下記応募・問合せ先に持参または

　　　　　　　郵送等(６月２８日必着)によりご応募ください。

　　　　　　　なお、持参の場合の受付時間は平日の午前９時から午後５時までです。

　　　　　　　※「申請書」については、当財団ホームページからダウンロードできます。

　　　　　　　　（https://www.astem.or.jp/support/rights）

９　選考方法　当財団に設置する「外国出願支援事業委員会」において審査を行い、採択決定

　　　　　　　します。申請者は、下記の日程及び場所で行う委員会に出席していただき、当該

　　　　　　　知財を活用した事業展開の説明と委員との質疑応答を行っていただきます。

　　　　　　　日時：令和元年７月１９日（金）　場所：京都高度技術研究所　１０階

10　応募・　　(公財)京都高度技術研究所　企業成長支援部（担当：堀本）

　　問合せ先　〒600-8813　京都市下京区中堂寺南町134

　　　　　　　TEL：075-366-5222　FAX：075-315-6634

　　　　　　　E－mail：horimoto@astem.or.jp

　　　　　　　URL：https://www.astem.or.jp/support/rights